

第 1 編

盛土規制法に基づく許可申請等の 審査基準及び解説

第1章 法の目的

(法第1条)

(目的)

法第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のための必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

〈解説〉

1 法の目的

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。このほか、全国各地で違法な盛土等の崩落による人的・物的被害が確認されており、災害の防止は喫緊の課題となっていました。

盛土規制法は、同様の被害が二度と繰り返されることがないように、従来の宅地造成等規制法を改正し、盛土等を行う土地の用途（宅地、農地、森林等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的としています。

2 法の規制対象

法の規制対象は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）において行われる「宅地造成」「特定盛土等」「土石の堆積」です。

規制区域は第3章参照

3 埼玉県の特徴

(1) 規制区域

埼玉県では、県内全域（政令指定都市、中核市を除く。）を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」いずれかの規制区域に指定しています。

なお、政令指定都市（さいたま市）、中核市（川越市、川口市、越谷市）では、それぞれの市が規制区域を指定しています。

「宅地造成」「特定盛土等」「土石の堆積」の定義は第2章参照

政令指定都市、中核市の指定の状況や許可等に関しては、各市ホームページ等で確認

(2) 特定盛土等規制区域の許可対象規模の強化

埼玉県では、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」を制定し、特定盛土等規制区域の許可対象規模を強化し、宅地造成等工事規制区域の許可対象規模と同じ規模にしています。そのため、いずれの規制区域でも許可対象規模は同一です。